



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

104	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
105	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課).....	2
106	保安林の指定の解除	(").....	2
107	"	(").....	2
108	"	(").....	2
109	"	(").....	3
110	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	3
111	"	(").....	3
112	"	(").....	4
113	"	(").....	4
114	"	(").....	5
115	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	5
116	公共測量の実施	(技術調査課).....	5
117	公共測量の終了	(").....	6
118	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
119	道路の供用開始	(").....	6
120	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6

○ 選挙管理委員会告示

7	政治団体の届出事項の異動の届出	7
8	資金管理団体の届出事項の異動の届出	8
9	資金管理団体の指定の取消しの届出	8
10	政治団体の解散の届出	9
11	政治団体の設立の届出	9
12	資金管理団体の届出	9

○ 訓令

*1	和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令	(検査・技術支援課).....	10
----	----------------------	-----------------	----

○ 公告

	都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	10
--	-----------	--------------	----

○ 諸報

	平成29年度行政書士試験の合格者	(一般財団法人行政書士試験研究センター).....	11
--	------------------	---------------------------	----

告 示

和歌山県告示第104号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成30年2月23日まで縦覧に供する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年1月23日

2 名称

特定非営利活動法人橋本アスリートクラブ

3 代表者の氏名

今西重二

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市隅田町中島984番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して生涯スポーツの普及・振興に関する事業を行い陸上競技を中心としたスポーツを通じて、心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第105号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村大字七色字田戸ノ谷438の3

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第106号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字曾我岩1734の2、字切谷1768の2、1770の3

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字切谷1768の4、1770の4

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市鮎川字下附3891の38、3891の39、3891の42、3891の44、3891の45、3891の48、3891の50、3891の51、3891の53、3891の55
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第109号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成30年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市鮎川字小川2013の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第110号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。
平成30年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 橋本市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
橋本市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第111号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。
平成30年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 橋本市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

橋本市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第112号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 橋本市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第113号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 橋本市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

橋本市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第114号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 橋本市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
橋本市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第115号

平成30年和歌山県告示第13号（以下「告示第13号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
熊岡弘
中前芳治
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第13号のとおり

和歌山県告示第116号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき白浜町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値図化（家屋）、地図情報レベル1000（一部2500））
- 2 作業期間 平成30年1月22日から同年3月26日まで

3 作業地域 和歌山県西牟婁郡白浜町全域

和歌山県告示第117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき有田市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成29年10月10日から平成30年1月15日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市内の一部

和歌山県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市下鞆淵字露谷563番1地先から同市下鞆淵字露谷565番1地先まで	旧	5.30 } 8.06	85.30	
同上	新	10.77 } 15.37	85.30	

和歌山県告示第119号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 かつらぎ桃山線

供用開始の区間 紀の川市下鞆淵字露谷563番1地先から同市下鞆淵字露谷565番1地先まで

供用開始の期日 平成30年2月2日

和歌山県告示第120号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年2月2日

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3297	有田郡有田川町大字下津野 字森元171番の一部、172番 の一部、194番1の一部、19 4番3の一部、197番1の一 部、里道、水路	和歌山市太田二丁目8番11 号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	平成 30.1.22	6.00 4.50	35.78 28.20

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山 県日高郡第三支部	花田健吉	会計責任者	花田かおり	上野清	平成 29.12.7
民進党和歌山県第 1区総支部	浦口高典	代表者	浦口高典	岸本周平	平成 29.12.6
		主たる事務所の 所在地	和歌山市七番丁11-1 ア ラスカビル5F	和歌山市広瀬中ノ丁2-98	
		国会議員関係政 治団体の区分	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	法第19条の7第1項第1号 に係る国会議員関係政治 団体	
民進党和歌山県第 2区総支部	浦口高典	代表者	浦口高典	坂田隆徳	平成 29.12.6
		主たる事務所の 所在地	和歌山市七番丁11-1 ア ラスカビル5F	岩出市中迫157-2	
		国会議員関係政 治団体の区分	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	法第19条の7第1項第1号 に係る国会議員関係政治 団体	
民進党和歌山県第 3区総支部	浦口高典	代表者	浦口高典	岸本周平	平成 29.12.6
		国会議員関係政 治団体の区分	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	法第19条の7第1項第1号 に係る国会議員関係政治 団体	
自由民主党和歌山 県トラック支部	阪本享三	代表者	阪本享三	龍田潤三	平成 29.6.23
自由民主党和歌山 県ときわ会支部	右京和正	代表者	右京和正	森田茂	平成 29.4.1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
九十九会	花田健吉	主たる事務所の所在地	日高郡印南町印南原387	日高郡日高川町江川548	平成 29.12.7
		会計責任者	花田かおり	田淵浩規	
大江康弘後援会	吉川保雄	主たる事務所の所在地	和歌山市砂山南4-1-34 オリエンツ砂山2FI号	和歌山市鷹匠町1-40 廣 井ビル1F	平成 29.4.1
		会計責任者	楠本徹男	大本眞	平成 29.3.6
紀南青年政治研究会 (南政会)	増田平八郎	主たる事務所の所在地	和歌山市砂山南4-1-34 オリエンツ砂山2FI号	和歌山市鷹匠町1-40 廣 井ビル1F	平成 29.4.1
さかた会	坂田隆徳	主たる事務所の所在地	岩出市紀泉台193-14	和歌山市井ノ口261-2	平成 29.11.1
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号 かつ第2号に係る国会議員 関係政治団体	
おくだ誠後援会	木本眞次	代表者	木本眞次	梅谷修巳	平成 29.12.12
和歌山県道路運送 経営研究会	華山楠朗	代表者	華山楠朗	濱井弘至	平成 29.12.15
水上くみこ後援会	湯川保夫	代表者	湯川保夫	今津歌子	平成 29.12.17
森崇後援会	笠松昭紀	主たる事務所の所在地	東牟婁郡那智勝浦町川関 1445の1	東牟婁郡那智勝浦町勝浦 416	平成 29.12.25

和歌山県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
花田健吉	九十九会	主たる事務所の所在地	日高郡印南町印南原387	日高郡日高川町江川548	平成 29.12.7

和歌山県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
坂田隆徳	さかた会	平成 29.11.1

和歌山県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
湯川和幸後援会	裏野尚男	平成 29.12.15
竹共会	細川勝治	平成 29.12.25

和歌山県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
希望の党和歌山県衆議院第1選挙区支部	岸本周平	湯峯泰男	和歌山市広瀬中ノ丁2-98	衆議院議員	○	平成 29.12.15

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
池口公二後援会	大岩崇	高垣功一	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2080-1	平成 29.12.6

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者 (代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
小森一典	白浜町議会議員	小森かずのり後援会	西牟婁郡白浜町日置383番 地6	平成 29.9.1

訓 令

和歌山県訓令第1号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令

和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「現地調査は」を「補助金等の額の確定のため必要に応じて行う現地調査は」に改める。

第13条第1項中「補助工事を施行した市町村等に現地調査修補指示書により期限を定めて指示する」を「その現地調査の依頼をした所属の長に報告する」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「市町村等からの修補完了報告」を「前項の所属の長から再度の現地調査の依頼」に改め、「再度」を削り、「再調査」を「現地調査」に改める。

別表第2土木工事の部中

各振興局管内で施行される工事（農林水産部が所管する工事を除く。）	を
農林水産部が所管する工事	

各振興局管内で施行される工事（県土整備部が所管するものに限る。）	に改める。
県土整備部が所管する工事以外の工事	

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
有田都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県有田市港町字西ノ濱845番地46及び845番地48の地先
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
有田市経済建設部建設課
- 4 縦覧期間
平成30年2月6日から同年2月20日まで

諸 報

公 告

平成29年11月12日に実施した平成29年度行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

平成30年2月2日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

試験地 和歌山県

合格者受験番号

5910002	5910006	5910014	5910016	5910021	5910022	5910028	5910029	5910031	5910035
5910037	5910040	5910049	5910050	5910054	5910061	5910065	5910068	5910071	5910074
5910081	5910083	5910089	5910092	5910095	5910097	5910108	5910120	5910139	5910140
5910157	5910171	5910175	5910178	5910186	5910187	5910195	5910201	5910209	5910221
5910226	5910238	5910252	5910255	5910256	5910258	5910268	5910280	5910302	5910334